

資料編

1. 真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定懇談会設置要綱

(目的)

第1条 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたり、市民参加のもと幅広く意見を聴くため、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者関係団体等の代表
- (3) 福祉施設等の代表
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 公募により選出された者

(座長)

第3条 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇談会を主宰する。

(会議)

第4条 懇談会は、必要の都度、市長が招集し、座長がその議長となる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、健康福祉部社会福祉課が行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

2. 真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定懇談会委員名簿

区分	所属	氏名	役職
1号	学識経験者	白 瀧 隆 夫	真岡市民生委員児童委員協議会 理事
2号	障がい者関係団体等の 代表	村 上 八 郎	真岡市身体障害者福祉会 会長
2号	障がい者関係団体等の 代表	佐 護 操	真岡市知的障がい者育成会 会長
2号	障がい者関係団体等の 代表	松 井 好 子	真岡市精神障害者家族会 副会長
3号	福祉施設等の代表	半 田 和 之	社会福祉法人飛山の里福祉会 真岡ハートヒルズ 施設長
3号	福祉施設等の代表	仁 平 博 美	社会福祉法人こぶしの会 セルフ・みらい 所長
4号	保健・医療関係者	横 田 徳 継	芳賀郡市医師会真岡支部 理事
4号	保健・医療関係者	河 原 美智子	栃木県看護協会県東地区支部 支部長
5号	公募委員	石 垣 由紀子	
5号	公募委員	篠 原 美知江	

3. 真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会設置規程

(目的)

第1条 真岡市における障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたり、基本となるべき事項について協議する機関として、真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定作業にあたっての基本的な方針に関すること。
- (2) 障害者及び障害児への障害福祉サービスの必要量の見込み、確保策、事業者間の連携策等、市が講じる措置その他障害福祉計画及び障害児福祉計画に盛り込む事項に関すること。
- (3) その他計画の策定にあたって必要な事項に関すること。

(組織並びに委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には副市長、副委員長には健康福祉部長をもって充て、委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

3 委員長は、委員会の事務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じ、議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

(専門部会)

第5条 委員会に、所掌事務に関する調査研究に係る事務を処理するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会長と部会員をもって組織する。

3 部会長には社会福祉課長、部会員には別表第2に掲げる課にあって協議事項に特に関係する所属の職員をもって充てる。

4 部会長は、専門部会の事務を総理し、調査研究した事項の結果を委員会に報告する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

（真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置規程の一部改正）

第2条 真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置規程（平成18年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表第1（第3条関係）

総務部長 市民生活部長 産業環境部長 建設部長 教育次長 健康増進課長 児童家庭課長 いきいき高齢課長 社会福祉課長 学校教育課長 社会福祉協議会事務局長
--

別表第2（第5条関係）

健康増進課 児童家庭課 いきいき高齢課 社会福祉課 学校教育課 社会福祉協議会事務局
--

4. 真岡市障害福祉計画及び真岡市障害児福祉計画策定の経過

年 月 日	内 容	
平成29年 9月15日 ～ 10月11日	アンケート調査の実施	【調査対象者】 (1) 身体障害者手帳所持者 (2) 療育手帳所持者 (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者 (4) 特定疾患者福祉手当受給者 (5) 障害児通所支援利用者 【調査対象者数】 2,200人(無作為抽出)
平成29年 11月16日	第1回策定委員会	(1) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の概要について (2) 第4期計画の進捗状況について (3) 障害福祉計画(第5期計画)及び障害児福祉計画(第1期計画)【素案】について (4) 策定スケジュールについて
平成29年 11月28日	第1回策定懇談会	(1) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の概要について (2) 第4期計画の進捗状況について (3) 障害福祉計画(第5期計画)及び障害児福祉計画(第1期計画)【素案】について (4) 策定スケジュールについて
平成29年 12月19日	第2回策定委員会	(1) 第1回策定懇談会での意見について (2) 第1回策定委員会からの修正点について (3) 策定スケジュールについて
平成29年 12月26日	第2回策定懇談会	(1) 障害福祉計画(第5期計画)及び障害児福祉計画(第1期計画)【素案】について (2) 策定スケジュールについて

5. 用語解説

【あ行】

アスペルガー症候群	発達障がい的一种で、知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい及び行動と興味の範囲が狭く限られ、固定されがちになることを特徴としている。
医療的ケア児	人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児。
インクルージョン	障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容。
NPO	Non Profit Organization の略。市民の行う自由な社会貢献活動を目的とする団体。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得している団体を特定非営利活動法人(いわゆるNPO)という。

【か行】

学習障がい（LD）	Learning Disabilities 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する等の特定の能力の習得と活用に著しい困難を示す障がい。
基幹相談支援センター	障がいのある人が地域で生活するため、様々な制度やサービスの利用、申請の援助など、総合的な相談窓口。個別の相談に対応だけでなく、地域の中核的な相談支援機関として、研修会や事例検討の開催、障がいのある人の支援に係る地域の関係機関との連携支援を行う。
機能訓練	麻痺や拘縮などの障がいにより損なわれた身体機能を維持・改善するための訓練。
共生社会	国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会という考え方。障がいのある人も社会の対等な構成員として人格を尊重され、自らの選択と決定のもとに社会活動に参加するとともに、社会の一員としての責任を分担することが必要とされている。
ケアマネジメント	援助を必要とする対象者の社会生活上でのニーズを充足させるために、適切な社会資源、サービスを結びつける手続のこと。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
コーディネーター	障がい者などからの相談に応じ、必要とするサービスを総合的に判定し、地域内の保健・医療・福祉の関係者、施設、その他の関係団体との調整を通じ、適切なサービスが利用できるよう調整する業務に携わるもの。

広汎性発達障がい	自閉症やアスペルガー症候群など自閉症に近い特徴をもつ発達障がいの総称。
高齢化率	総人口に対する65歳以上の高齢者の割合。

【さ行】

作業療法	作業療法とは、身体または精神に障がいのある者に対し、主としてその応用的動作能力または社会適応能力の回復を図るため、手芸・工芸その他の作業を行わせること。
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。
自閉症	生まれつき脳の障がいによって、幼児期早期に明らかになる認知障がい等の発達障がい。次のような3つの領域すべてにおいて一定の基準以上の障がいがある人が自閉症と診断される。①対人関係が薄く社会性の発達が悪い②言葉をはじめとするコミュニケーションがうまくとれない③行動、興味が限られていたり、強いこだわりをもつ。
重症心身障がい児	重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態の児童。
障害者基本法	平成5年に制定された、障がい者の施策や理念などに関する法律。障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、それをもって障がい者の自立と社会参加、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的としたもの。
障害者総合支援法	障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直し等、サービス供給体制のさらなる計画的整備を図るため、平成25年4月から「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」と名称を変更する内容を含む、「地域社会における共生社会の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」。平成30年4月には、障害福祉計画（第5期計画）の策定に伴い、改正障害者総合支援法が施行され、新たなサービスが創設される。
障害者週間	平成7年度から毎年12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」とし、平成16年6月の障害者基本法の改正により、「障害者の日」は「障害者週間」へと拡大され、これまで障害者施策推進本部決定で設定されていた「障害者週間」も法律に基づくものとなった。
小児慢性特定疾病	子どもの慢性疾病のうち、小児がんなど特定の疾病として、平成29年4月現在、722疾病が対象として国が認定しているもの。 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度がある。

自立支援給付	障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本としてサービス提供事業者と対等な関係に基づき、障がいのある人が自らサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組み。サービスは、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具で構成される。
自立支援協議会	市町村及び都道府県において設置し、障がい者の地域相談支援体制の整備についての検討・調整、新たな障がい（発達障がい等）の相談支援体制の整備方針の協議、地域生活支援事業の検証、社会資源の開発を含めたネットワークの構築等の役割を持つ。構成メンバーは相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障がい者関係団体、学識経験者等から地域の実情に応じて選定される。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき交付され、法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票として栃木県知事が交付する。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを認定して栃木県知事が交付する。交付を受けた者に対しては、各種の支援策が講じられ、精神障がい者の社会復帰や自立の促進が図られている。
成年後見制度	精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

【た行】

地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた拠点のこと。
地域生活支援事業	障がいのある人が有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする事業。
地域包括ケアシステム	障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合いが包括的に確保されたシステムのこと。

知的障がい	先天性または出産時ないし出生後早期に、脳髄に何らかの障がいを受けているため、知能が未発達の状態にとどまり、そのため精神活動が劣弱で、学習、社会生活への適応が著しく困難な状態とされ、行政施策上は知能指数（IQ）75以下のものを指すとされている。
注意欠陥・多動性障がい（ADHD）	落ち着くことができない「多動」、1つに集中できない「集中困難」、待てない・せっかちであるといった「衝動性」という3つの大きな特徴がある。
長期入院患者	精神科に入院している方の地域移行を促進するため、3か月後の退院者数、6か月後の退院者数、1年後の退院者数の数値目標を国が示したもの。
統合失調症	うつ状態や人格障がいなどの状態が短期間にまとめて発生する状態。かつては「分裂病」とも呼ばれた。

【な行】

難病	一般に不治の病ととらえられることが多く、その時代時代の医療水準や社会事情によって変化するが、現在の特定疾病（難病）の定義が確立したのは、昭和47年の「難病対策要綱」による。平成29年4月現在、指定難病は330疾病、小児慢性特定疾病は722疾病を対象に国が認定している。
ノーマライゼーション	障がい者の生活をできるだけ一般の市民と同様な生活に近づけること。さらに、障がいのある人もない人も共に生きる社会が本来であり、そのような社会づくりを目指すという考え方。

【は行】

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいで、通常低年齢において発現する。
パブリックコメント	行政が政策や計画等を立案するにあたり、募集する住民意見そのもので、住民意見を汲み取って政策決定に反映させる機会を持たせる制度のこと。

【や行】

要約筆記	聴覚障がい者のためのコミュニケーション手段の一つの方法であり、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。
------	--

【ら行】

ライフステージ	個人や家庭でのさまざまな生活実態や状況及び生活程度、個人の発達段階のこと。
理学療法	身体に障がいのある人に対して、治療体操・電気刺激・マッサージ・温熱等を手段として、身体機能の回復を図るための援助を行うことを目的としたリハビリテーション医療のこと。
リハビリテーション	単なる機能障がいの改善だけでなく、障がい者が人間として尊厳を回復し、住み慣れた地域で家族や人々と触れ合いながら、生きがいをもって生活することを目的に、ノーマライゼーションを目指す理念と援助の体系。 リハビリテーションには、医学的、心理的、職業的、社会的分野などがあるため、障がい者の人間的復権を図るためには、それらの諸技術の総合的推進が重要である。
療育手帳	知的障がい者に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定程度以上の障がいのある人に対し、知的障がい者であることの証票として栃木県知事が交付する。